

社会福祉法人諏訪ノ森会 居宅介護支援事業所 はなまる 運営規程

第1条 事業の目的

- 1 社会福祉法人諏訪ノ森会が設置する居宅介護支援事業所はなまる（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

第2条 運営の方針

- 1 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 事業所は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、利用者様に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規程する指定特定相談支援事業者、介護保険施設等との連携に務める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 7 前6項のほか、「青森市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年青森市条例第44号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 事業所の名称及び所在地

- 1 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 居宅介護支援事業所 はなまる
 - (2) 所在地 青森県青森市蚩沢三丁目12番24号

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容

- 1 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
 - (2) 介護支援専門員 4名（うち1名管理者兼務、1名は在宅介護支援センター兼務）
要介護者等からの相談に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

第5条 営業日及び営業時間

- 1 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 年中無休
 - (2) 営業時間 8：30～17：00
 - (3) 上記の営業日、営業時間のほか電話などにより24時間連絡可能な体制とする。

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

- 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。
 - (1) 利用者様からの居宅サービス計画書作成依頼等に対する相談対応は当事業所内相談室において行う。
 - (2) 課題分析の実施
 - ①課題分析の実施にあたっては、利用者様の居宅を訪問し、利用者様及びその家族様に面接して行うものとする。
 - ②課題分析の実施にあたっては、利用者様の生活全般についての状態を十分把握し、利用者様が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - ③使用する課題分析票の種類はMDS-HC方式とする。
 - (3) 居宅サービス計画原案の作成
利用者様及びその家族様の希望並びに利用者様について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者様から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅

サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者様の署名（記名押印）を受けるものとする。

(4) サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者様又はその家族様に対して説明し、文書により利用者様の同意を得るものとする。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う事により、居宅サービス計画の実施状況や利用者様についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。また、居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

(8) 利用者の居宅訪問

モニタリングに当たっては、少なくとも一月に一回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

(9) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

第7条 居宅介護支援事業の利用料

1 居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料の支払を受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者様に対して交付するものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は徴収しない。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者様又はその家族様に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

5 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者様又はその家族様に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内

容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

第8条 通常の事業の実施地域

- 1 青森市内全域及び平内町全域とする。

第9条 事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条 苦情処理

- 1 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者様及び家族様からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者様からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は従って必要な改善を行うものとする。

第11条 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者様又は家族様の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者様又は家族様の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者様又は家族様への同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第12条 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待を防止する為の指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条 衛生管理等

- 1 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （３）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第14条 その他運営に関する留意事項

- 1 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- 2 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - （１）採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - （２）継続研修 年1回
- 3 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者様又はその家族様の秘密を保持する。
- 4 事業者は、従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業者は、利用者様に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、法人役員会にて定めるものとする。

附則

- この規程は令和4年 5月 2日一部改正する。
この規程は令和5年 1月 1日から施行する。